

# J-クレジット制度 プロジェクト計画書 （排出削減プロジェクト用）

---

プロジェクトの名称：

物流会社における BDF 活用による CO2 削減プロジェクト

プロジェクト 実施者名	三重執鬼株式会社
----------------	----------

妥当性確認申請日 2014 年 2 月 5 日

プロジェクト登録申請日 2014 年 2 月 26 日

## 1 プロジェクト実施者の情報

### 1.1 プロジェクト実施者（複数のプロジェクト実施者がある場合は代表実施者）

実施者名	(フリガナ) ミエトルキカブシキガイシャ
	三重執鬼株式会社
住所	〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町523-2

### 1.2 J-クレジット保有者 ※1

保有者名	(フリガナ)
住所	

※1 J-クレジット保有者が決まっている場合は記入すること。

※ 以下、複数のプロジェクトをまとめて申請する場合は、2～4の内容を方法論ごと・実施場所ごとに記載すること。

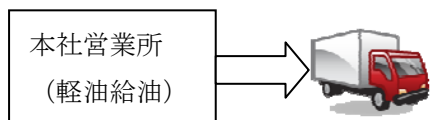
## 2 プロジェクト概要

### 2.1 プロジェクトの目的及び概要

プロジェクト名	物流会社における BDF 活用による CO2 削減プロジェクト	
目的	三重県内（鈴鹿市、亀山市、四日市市）を中心として小学校、飲食店等から廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料を製造し、自動車部品の運搬や給食の配送用車両の燃料として活用する。	
概要（削減方法）	本プロジェクトは、地域の学校などの廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料を製造し、給食等の配送車両に活用する。運搬車両10台の燃料を軽油からカーボンニュートラルなバイオディーゼルにすることで、CO2排出量を削減する一方、資源の地域循環を目指す。 なお、当該プロジェクトは、株式会社百五銀行が環境経営コンサルティングの一環としてスキーム全体のアドバイザーとして参画、J-クレジット制度、ソフト支援事業者の紹介を受けて申請に至る。	
プロジェクト実施場所 （BDF 製造工場）	実施事業所名	平野事業所
	住所	三重県鈴鹿市平野町 7757-9
プロジェクト実施場所 （本社給油所）	実施事業所名	本社営業所
	住所	三重県鈴鹿市地子町 523-2

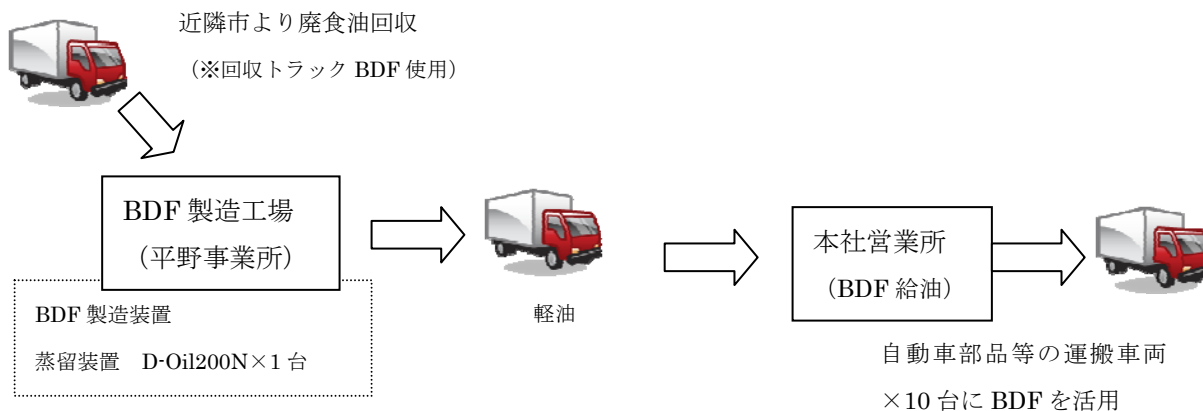
### 2.2 プロジェクト実施前後の状況

（プロジェクト実施前の概要図※1）：



※1 詳細な設備情報は別紙（A.1）に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること（具体的な記載範囲は記載例参照）。また、新設プロジェクト又は国内クレジット制度若しくはオフセット・クレジット（J-VER）制度から移行したプロジェクトの場合にはベースラインとして設定した標準的な設備の情報を記載すること。

（プロジェクト実施後の概要図 ※2）：



※2 詳細な設備情報は別紙 (A.1) に記載すること。ただし、設備の種別、台数、燃料、出力等の情報は図中に記載すること (具体的な記載範囲は記載例参照)。

### 2.3 プロジェクト要件への適合

プロジェクトの実施日 ※1	<input type="checkbox"/> 2013年4月以降に実施されたプロジェクトである <input checked="" type="checkbox"/> 2012年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録のいずれも受けていない ※2 <input type="checkbox"/> 2008年4月～2013年3月に実施されたプロジェクトであり、国内クレジット制度における事業承認又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるプロジェクト登録を受けている ※3
追加性	<input checked="" type="checkbox"/> 追加性を有している ※4

※1 「プロジェクトの実施日」とは、設備の稼働日や燃料の切替えを行った日を指す。

※2 2013年度中に限り J-クレジット制度のプロジェクトとして登録申請を行うことができる。

※3 国内クレジット制度又はオフセット・クレジット (J-VER) 制度から移行したプロジェクトについては、「2013年4月以降に実施されたもの」という要件を満たしている必要はない。ただし、標準的な設備をベースラインとして設定する必要がある。

※4 追加性評価に関する詳細情報は別紙 (A.2) に示すこと。方法論の7. 付記において、追加性の評価が不要とされているもの (ポジティブリスト) については、別紙 (A.2) の記入は不要。

### 3 方法論

#### 3.1 適用方法論

適用する方法論	方法論番号	EN-R-004 ver. 1.0
	方法論名称	バイオマス液体燃料（BDF・バイオエタノール、バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
更新／新設 ※1	■更新プロジェクト □新設プロジェクト	

※1 ベースラインとして標準的な設備を設定する場合、「新設プロジェクト」となる。

#### 3.2 方法論の適用条件への適合 ※1

条件 1	■ 適合している	説明 バイオ液体燃料が対象設備（車両等）で使用される軽油を代替するため、条件 1 を満たす。
条件 2	■ 適合している	説明 バイオ液体燃料を利用する対象設備（車両等）で生産した熱は、全てその車両等の動力として自家消費されるため、条件 2 を満たす。
条件 3	■ 適合している	説明 バイオ液体燃料の原料は、未利用の有機資源（廃食油）であるため、条件 3 を満たす。
条件 4	■ 適合している	説明 軽油と混合しないことを想定しており、「協議会モニタリング規格」を満たしているため、条件 4 を満たす。
条件 5	■ 適合している	説明 バイオ液体燃料を使用する車両は、関連法令等においてバイオ液体燃料の使用が認められたものであるため、条件 5 を満たす。
条件 6	■ 適合している	説明 バイオ液体燃料による対象設備（車両等）で使用される軽油の代替だけであり、設備の導入は伴わないため、条件 6 を満たす。

※1 記載内容に関する根拠資料や関連情報等について、妥当性確認機関からの要求に応じて情報提供を行うこと。

### 3.3 モニタリング・算定方法

ベースライン排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
主要	対象設備の使用	CO2	—	■排出量の算定を行う

プロジェクト実施後排出量 ※1				
主要／ 付随的	排出活動	温室効果ガス の種類	影響度 ※1	モニタリング・算定の実施 ※2
付随	バイオマス原料の運 搬	CO2	0	■排出量の算定を省略する。
付随	バイオ液体燃料化処 理設備の使用	CO2	12.0	■排出量の算定を行う
付随	メタノールの使用	CO2	15.3	■排出量の算定を行う
付随	バイオ液体燃料の運 搬	CO2	0.4	■排出量の算定を省略する。

※1 各排出活動の排出量算定方法及び影響度の算定方法については別紙（A.3）に記載すること。

※2 モニタリング方法については別紙（A.4）に記載すること。

#### 4 排出削減計画

認証予定期間 ※1	2014年2月26日～2021年3月31日（7年1ヶ月）			
排出削減計画 ※2	年度	ベースライン排出量	プロジェクト実施後 排出量	排出削減量
	2013年度	7.2 t-CO <sub>2</sub>	1.5 t-CO <sub>2</sub>	5 t-CO <sub>2</sub>
	2014年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	2015年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	2016年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	2017年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	2018年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	2019年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	2020年度	77.6 t-CO <sub>2</sub>	16.6 t-CO <sub>2</sub>	61 t-CO <sub>2</sub>
	合計	550.4 t-CO <sub>2</sub>	117.7 t-CO <sub>2</sub>	432 t-CO <sub>2</sub>
年度ごとに排出削減量が異なる場合の理由	<input type="checkbox"/> 電力のCO <sub>2</sub> 排出係数の影響による <input type="checkbox"/> その他の理由（以下に記載すること）			

※1 認証予定期間は、プロジェクト登録の申請予定日若しくはモニタリングが可能となる予定日のいずれか遅い日から2021年3月31日までの間で設定すること。

※2 排出削減量の算定方法については、別紙A.3に記載すること。

## 5 データ管理

データの品質を確保するための仕組みとして、データ収集・集計等体制の整備と個別データの信頼性の向上について以下に記載する。詳細については、J-クレジット制度実施規程（プロジェクト実施者向け）「2.4」を参照のこと。

### 5.1 モニタリング体制

データ管理責任者 ※1	常務取締役
モニタリング担当者 ※1	管理本部 顧問

※1 担当者の組織、役職名を記載すること（個人名は不要）。原則として、それぞれ別の担当者をおくこと。

### 5.2 モニタリングデータの収集・記録・保管

モニタリングデータの収集・記録・保管の手続 ※1	<ul style="list-style-type: none"><li>・BDF 製造量を製造日報に記録し、保管する。</li><li>・BDF 使用量を車両ごとの給油記録より確認する。</li><li>・BDF製造工場の電力使用量の明細が分かる伝票を保管する。</li><li>・メタノールの供給会社からの納品書を保管する。</li></ul>
データ保存期間 ※2	認証対象期間終了後 <u> 2 </u> 年間

※1 認証対象期間において複数の担当者がモニタリングを行う場合には、全ての担当者が適切にモニタリングデータの収集・記録・管理を行うための仕組みも併せて記載すること。

※2 原則認証対象期間終了後2年間とする。



## 6 特記事項

### 6.1 排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクの特定について ※1

排出量の削減に影響を与える可能性のあるリスクがあるか

有 無

※1 プロジェクト排出量が増加し、ベースライン排出量を上回る可能性のあるリスクも含む。リスクの例は、記載例を参照

(「有」にチェックした場合に記入)

項目	概要
リスク要因	

### 6.2 ダブルカウントの防止措置について

類似制度へプロジェクトを登録しているか。

登録している

(類似制度名： \_\_\_\_\_)

類似制度での認証予定期間： \_\_\_\_\_ )

登録していない

### 6.3 法令等の義務の有無について

プロジェクトの実施は、法令等の義務履行によるものではないか。

法令等の義務履行によるものではない。

法令等の義務履行によるものである。